

待機児童となり
認可外保育施設を利用する
ひとり親家庭の保護者のみなさまへ



ひとり親家庭等 認可外保育施設利用料補助

石垣市では、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的に、当該家庭が利用する認可外保育施設の利用料を軽減する「ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業」を実施します。

《助成対象者》 ※次の対象要件すべてに該当する必要があります。

- ① 石垣市民……………石垣市に住所を有する者
- ② ひとり親家庭等…児童扶養手当の支給要件を満たしている保護者、又は母子及び父子家庭等医療費助成の受給資格を満たしている保護者又は養育者
- ③ 支給認定資格……石垣市に保育の必要性の認定を申請（保育所入所申請）し、その認定を受けた子どもの保護者
ただし、「幼児教育・保育の無償化」の対象者の保護者を除く
- ④ 待機児童……………上記③の保育所入所申請を行ったが、定員に空きがない等の理由により認可外保育施設を利用している子どもの保護者

《利用料の減免額》

子どもが利用する保育施設が定める利用料から子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額を控除した額（上限：33,000円）
給食費やおやつ代が別に請求されている場合は、対象外となります。

《対象期間》

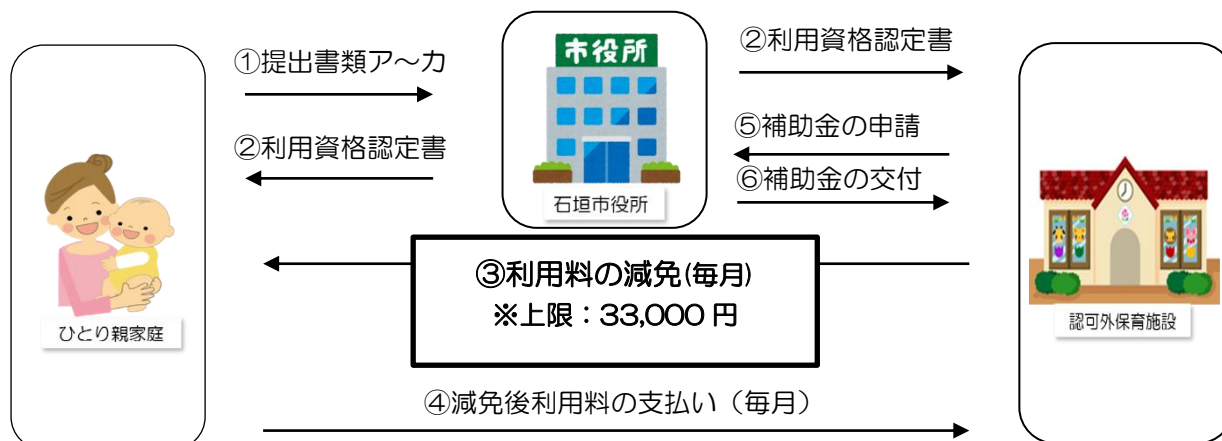
申請の翌月から補助対象となりますので、早めに手続きをして下さい。
（申請日が月の初日である場合は、申請した月）



《申請の提出書類》 ※申請は年度ごとに行う必要があります。

- ア “児童扶養手当受給者証” の写し又は “母子及び父子家庭等医療費受給者証” の写し
- イ “支給認定証”
- ウ “石垣市ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業利用認定申請書（様式第1号）”
- エ “石垣市ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業利用証明書（様式第2号）”
- オ 認可外保育施設の年齢別の利用料月額とその明細が分かる資料（利用契約書の写し、パンフレット等）

《減免・補助の仕組み》



《減免額の算出式》

認可外保育施設の利用料額 - 公立・認可保育所に入所した場合の保育料額 = ③利用料の減免額

(認可外保育施設の利用料額) - (公立・認可保育所に入所した場合の保育料額) = (③利用料の減免額)

(例1) 27,000円 - 0円 = 27,000円

※(例1)の場合、27,000円が減免額となり、保護者負担はありません。

(例2) 34,000円 - 0円(3歳未満) = 33,000円

※(例2)の場合、34,000円は上限33,000円を超えているので上限の33,000円が減免額となり、保護者は差額の1,000円の利用料を認可外保育施設へ支払います。

(例3) 27,000円 - 30,000円 = △3,000円

※(例3)の場合、減免額が0円未満のため、減免はされず、保護者は27,000円の利用料を認可外保育施設へ支払います。

《ご注意ください!》

- ・該当する世帯で申請がない場合は、利用料の減免対象になりません。また、申請は年度ごとに行う必要があります。
- ・申請後、島外へ住所移転する場合や利用資格の要件を満たさなくなった場合は、速やかに届出書を提出して下さい。
- ・利用資格の認定後でも、申請書や添付書類等に虚偽や不正がある場合は、利用資格を喪失することがあります。

《申請書の提出&問い合わせ先》

石垣市役所 子ども家庭課 (平日) 8:30~17:15

TEL (0980) 87-0771 FAX (0980) 82-8055

